

投票立会人を募集します

琴浦町選挙管理委員会

1 投票立会人の登録募集

琴浦町選挙管理委員会では、政治や選挙に対する関心を高め、選挙を身近なものに感じていただくため、各種選挙における投票立会人(期日前投票を含みます。)に登録される方を募集します。

登録後は、それぞれの選挙ごとにご都合を伺い、立会人として採用させていただきます。なお、募集は常時行っていますので、皆様のご協力をお願いします。

選挙権年齢が引下げられ、満 18 歳以上の方であれば、応募することができます。
特に若い世代のご応募をお待ちしています。

2 投票立会人の主な仕事

- 選挙が公正に行われているか、それぞれの投票所につき2名で立会いをしていただきます。
 - 投票所の開閉の立会い
 - 最初の投票者が投票する際に、投票箱に何も入っていないことの確認の立会い
 - 投票者が入場してから、投票用紙を投票箱に投入し、退場するまでの立会い
 - 投票時間終了後、投票箱封鎖の立会い など
- 各投票所には選挙事務従事者(町職員)がいますので、選挙制度等に関する知識は、特に必要ありません。

3 応募の資格

- 琴浦町内に在住する選挙権をもつ方(琴浦町に住民票のある方)
- 経験は問いません。

4 立会いの日時、場所、報酬など

立会日	投票日当日及び期日前投票期間のうち希望する日 選挙の時期が近づきましたら選挙管理委員会より連絡し、ご都合を伺います。		
立会人数	各投票所で2名		
立会場所	選挙当日の投票所 お住まいの地区毎に設定 町内に16箇所あります。	期日前投票所 役場本庁舎 2階 第2会議室 役場分庁舎 2階 多目的ホール前ロビー	
立会時間	午前7時から午後7時まで 集合時刻 午前6時30分 解散時刻 午後7時30分頃	(本庁舎)午前8時30分 から午後8時まで 集合時刻 午前8時20分 解散時刻 午後8時10分頃	(分庁舎)午前8時30分 から午後7時まで 集合時刻 午前8時20分 解散時刻 午後7時10分頃
報酬	10,900円(規定の源泉所得税を控除します。)	9,600円(規定の源泉所得税を控除します。)	
その他	印章を持参してください。 昼食 弁当を斡旋(個人負担) 夕食 なし		

5 応募の方法

所定の登録申込書に必要事項を記載のうえ選挙管理委員会へご持参いただくか、郵送又はファクシミリで提出してください。

申込書は、町ホームページからダウンロードできるほか、本庁舎総務課及び分庁舎総合窓口係にご用意しています。

なお、登録期間は、辞退の申出がない限り原則として無期限とします。

※申込書の個人情報、投票立会人の選任にのみ利用します。その他の目的に利用することはありません。

提出先 琴浦町選挙管理委員会事務局

電話 0858-52-2111 ファクシミリ 0858-49-0000

受付時間 平日(土日、祝日及び年末年始を除く)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分

6 選任について

- 応募された方については、一旦登録させていただき、選挙があるたびに登録者にご都合等を確認の上選任し、別途通知させていただきます。
- 同じ投票所で登録者多数の場合、あるいは同一の政党その他の政治団体に属する方が複数となる場合は、立会人に選任されないこともあります。

7 対象となる選挙

- 登録の対象となる選挙の種類は、次の4つです。
 - 衆議院議員選挙(国民審査を含む。)
 - 参議院議員選挙
 - 県知事、県議会議員選挙
 - 町長、町議会議員選挙

8 お問い合わせ

〒689-2392

鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万 591 番地 2

琴浦町選挙管理委員会事務局(総務課内)

電話 0858-52-2111 ファクシミリ 0858-49-0000